

令和 7 年度ながさきピース文化祭 2025 文化芸術団体補助金 交付要綱

(趣旨)

第 1 条 長崎県文化団体協議会は、ながさきピース文化祭 2025(以下、「本文化祭」という。)を契機とした県内の文化芸術振興を図るため、予算の定めるところにより、本文化祭の開会から閉会までの期間中に開催され、県内の文化芸術団体(以下、団体)が自主的に行う有意義な非営利文化事業に対し、この要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象団体)

第 2 条 定款もしくは定款に類する規約等を有し、以下①～④について定款等に明記している団体を対象とする。

なお、法人格の有無は問わない。

- ① 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
- ② 自ら経理し監査する等の会計組織を有すること。
- ③ 団体の本拠としての事務所の所在地を長崎県内に有すること。
- ④ 一定の活動実績またはその見込みがあること。
- ⑤ 文化芸術活動を目的としていること。※「文化芸術」とは、文化芸術基本法に定める範囲に該当するものとする
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- ⑦ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認める者でないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められる場合でないこと。

(補助対象事業)

第 3 条 以下の条件を満たす非営利文化事業を対象とする。

(ア)長崎県内において実施される文化事業

※ オンライン発信のみを行う事業については対象外とする。オンライン発信を組み合わせる事業については、発信の元となる実態の文化事業が長崎県内で開催される場合に限る。

(イ)新たに企画実施される文化事業

(ウ)本文化祭の6つの基本方針のいずれかをテーマとする文化事業

- ① 歴史を紐解き、未来へつなぐ海外交流
- ② 文化芸術によるまちづくり
- ③ 文化資源を活かした観光の推進
- ④ 若者や子ども達が創り出す新しい文化とながさきの未来
- ⑤ 文化芸術を通じた平和の継承
- ⑥ 心のバリアフリーの推進

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当するものは対象としない。

- (1)一部の特定の者だけに公開される事業
- (2)興行として実施する事業
- (3)政治的・宗教的な宣伝意図を有する事業
- (4)慈善事業への寄附を目的として行われる事業

- (5)実施内容の大部分を同一の外部事業所に発注する事業
- (6)長崎県及び市町、本文化祭県実行委員会、市町実行委員会から事業委託を受ける事業
- (7)本協議会補助金及び他団体等からの補助・助成を受ける事業
- (8)公序良俗に反する事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、20万円を上限とし、補助対象事業の実施に要する経費から、自己資金を除く収入(入場料、協賛金等)を控除した額のうち、補助対象経費に該当する経費を補助算定経費とし、ここに補助率を乗じて得た額及び補助限度額を比較していずれか少ない額とする。尚、補助率は審査の結果に応じ決定するため、満額を保証するものではない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、会長が別に定める日までに当該交付申請書(様式1)を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1)事業計画書(様式2)
- (2)収支予算書(様式3)
- (3)団体の規約、役員名簿
- (4)過去の文化芸術活動実績を記載した資料

3 会長は、第1項の申請書の他に必要な書類があると認める場合、申請者に追加で要求することができるものとする。

(交付決定)

第7条 会長は、前条に規定する交付申請書を受理した場合は、その内容を審査会に付し、その審査結果及び当該申請に係る補助金の交付が、法令又はこれに基づく処分その他この要綱で定めるところに違反しないかどうか、補助金の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、交付すべきものと認めたとときは、補助金の交付を申請した団体に対し通知する。ただし、申請が当該補助金の執行年度の前年度になされた場合は、当該年度予算成立後の令和7年4月1日以降に速やかに補助金の交付の決定をし、申請者に通知する。

2. 会長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3. 会長は、補助金を交付することが不適當であると認めたとときは、補助金を交付しない旨の決定をするものとし、申請者に通知するものとする。

(審査基準)

第8条 本補助金の審査基準は、次の通りとする。

- (1)(効果性)県民に優れた文化芸術の鑑賞及び体験機会を提供し、心豊かな社会の形成に寄与することが期待されるもの。
- (2)(新規性・芸術性)本文化祭を機に、新たに企画された独自性を有する事業であるとともに、作品の質が高いと認められるもの。

(3)(発展性)本文化祭を機に、当該事業が活動する団体の成長や発展に資するとともに、継続的な活動が期待されるもの。同時に、文化芸術に対する鑑賞・参加者の主体的な関わりを引出すことが期待されるもの。

(4)(実現性)補助金の必要性が具体的で、活用効果が見込める事業内容であること。事業予算が適正に見積られ、事業の準備から完了までの計画性にに基づき計上されており、実施可能な体制が認められること。

(5)(公共性・公益性)年齢、性別、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域等に関わらず、長崎県民をはじめとする幅広い人々が等しく参加できる事業内容であること(原則として、文化事業の鑑賞者又は体験者が、50名以上であることを目安とする)。

(審査会)

第9条 審査会は、第7条に規定する審査において、第6条に規定する補助金交付申請書の内容について、第8条に規定する審査基準ごとに審査し補助すべき金額を含めた審査結果を取りまとめ、会長に示すものとする。

(補助事業の変更等)

第10条 補助事業者が補助事業の内容等を変更しようとするときは、変更承認申請書(様式6)により行うものとし、補助事業を中止または廃止しようとするときは、中止・廃止届(様式7)により行うものとする。ただし、次に定める軽微な変更については、この限りではない。

(1)補助目的の達成のために、効率的又は能率的に事業を実施する上で、やむを得ず生じる経費配分の変更(20%以内)

(2)補助目的の達成のために、効率的又は能率的に事業を実施する上で、やむを得ず生じてくる事業計画の変更

2 会長は、前項に規定する承認申請書が提出されたときは、速やかにその内容を精査し通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者が、申請を取り下げようとするときは、補助金交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して14日以内に、交付申請取下書(任意様式)により行うものとする。

2 前項の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助事業等の適正な遂行)

第12条 補助事業者は、法令の定めならびに補助金の交付の決定の内容に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(報告・調査等)

第13条 会長は、補助金の適正な執行を期するため、必要と認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、また調査を行うことができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、事業完了後30日以内又は令和8年1月14日のいずれか早い日までに、要綱に定める事業完了報告書(様式8)に必要な書類を添えて、会長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)実績報告書

(2)収支決算書

(3)プログラム等印刷物

(4)支出にかかる証憑書類

(5)その他会長が必要と認める書類

(額の確定)

第 15 条 会長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し通知するものとする。

(交付)

第 16 条 補助金の支払は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、これを行うものとする。ただし、会長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、確定前に概算払いすることができる。

2 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付請求書(様式11)、補助金の概算払い(部分払い)を受けているときは、補助金交付請求書(様式 11)、及び補助金の概算払いを受けようとするときは概算交付請求書(様式5)を提出しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第 17 条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の一部若しくは全部を取り消し、又は変更することができる。

(1)この要綱に違反したとき

(2)補助金の交付決定の内容又はこれに附した条件に違反したとき

(3)不正の手段により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき

(4)補助金を補助事業以外の用途に使用したとき

(5)補助事業を実施せず、又は実施しようとする意志が認められないとき

(6)補助事業を完了する見込みがなくなったとき

(7)その他補助事業の実施にて、著しく社会的妥当性を欠く行為があったと認められるとき

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額が確定した後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第 18 条 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、返還させなければならない。

2 会長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 会長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第 19 条 補助事業者は、補助金の返還を指示され、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 2.5 パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

2 前項の場合において、当該返還を要する助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

3 会長は、第 1 項の場合において、やむを得ない事由があると認めるときは、延滞金を減免することができる。

(財産の処分の制限)

第 20 条 補助事業により取得した財産は補助事業者に帰属するものとする。

2. 補助事業者は、これらの財産を、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、担保に供してはならず、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、効率的運用を図らなければならない。ただし、補助金の交付の目的及び耐用年数を考慮して、会長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。

(書類の整備等)

第 21 条 補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金額確定の通知を受けた日から、5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付事業に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年3月〇日から施行する。※予算議決後

別表

補助対象期間	令和7年4月1日～12月31日 ただし、本文化祭開催期間中(令和7年9月14日～11月30日)に開催される文化芸術事業に限る	
補助額	上限20万円	
採択予定件数	20件程度	
補助対象経費	種別	内訳
	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踊家・俳優等出演料、司会料等
	音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、訳詞料、コレパティ料、音楽制作料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜料等
	文芸費	音声ガイド制作費、字幕制作費、専門指導料、構成・演出料、監修料、振付料、舞台監督料、音響・照明等プラン料、映像製作費、舞台美術・衣装等デザイン料、脚本料、翻訳料、ライセンス料、著作権使用料等
	舞台費	機材費、オペレーター費、バリアフリー機器借料、大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費、照明・音響費、字幕費、映像費、舞台スタッフ費等
	会場費	会場使用料(附带設備使用料を含む)等
	人件費	会場整理、資料整理、事務整理等の作業人件費 ※事業実施にかかる「臨時的」な協力者への謝金
	共済費	労災保険、傷害保険、損害保険、イベント保険等
	報償費	講師等謝金、原稿執筆謝金、会議出席謝金、指導謝金、通訳料、ガイドスタッフ謝金、会場整理員謝金等
	旅費	交通費、宿泊費等
	雑役務費	使用料、記録費、録音費、印刷製本費等
	通信運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、通信費、郵送料等
	消耗品費	消耗品費 ※申請事業の実施に必要な消耗品(取得価額5万円未満または耐用年数1年以内のもの)の購入に係る費用。USBメモリ、外付けHDD、LANケーブル等、反復使用できるものは計上不可。
委託費	〇〇委託費 ※内訳がわかる内訳書及び委託が必要である理由を記載した理由書が必要。	